

館 林 市

空き家除却助成金

市内の防災・防犯上危険な空き家の除却を促進し、良好で快適な生活環境の形成を図るため、空き家の除却を行うかたに除却費用の一部助成を行います。

申請手続き前には、職員による現地調査等も含まれるため時間を要します。助成金の活用をお考えのかたは必ず事前にご相談ください。

助成金額



不良住宅

60万円（上限）

準不良住宅

20万円（上限）

（交付対象工事に要する費用の1/2）

※受付は先着順となります。予算に限りがありますので、申請を検討されているかたはお早めにご相談ください。

対象となる空き家

※市内に存する空き家に限ります。

- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 自己の居住の用に供していた、一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅または長屋
※貸家などは対象となりません
- 居住その他の使用が過去1年以上されていないもの（基準日は申請日）
- 『不良住宅』または『準不良住宅』と判定されたもの（市職員の現地調査による）

交付対象者

- 空き家の所有者等、その相続人またはそれらのかたから除却の同意を得たかた
- 申請者とその世帯全員が市税を滞納していないかた
- 過去にこの助成金の交付を受けていないかた

対象となる工事

- 空き家の全部（長屋にあっては、同一棟全ての住戸）を除却する工事
- 解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者が請負う工事
- 市内に本社、本店もしくは営業の拠点となる事業所を有する法人または市内に事業所を有する個人事業主が施工する工事

※ご注意ください！ 以下に該当する場合は、助成対象となりません。

- 法人、暴力団員またはそれらの者と関係を有するかたによる申請
- **交付申請及び交付決定日前に契約し、解体を行った工事**
- 公共事業の移転等の補償対象となっている空き家を除却する工事
- 物置、門扉、塀、植栽、家財道具等の撤去と運搬および処分費用
- 所有権以外の権利が設定されているもの



手続きの流れ

■ …申請者
(手順①②⑤⑥⑧)

□ …市
(手順③④⑦⑨)

① 相談 申請書配布

- ・事前に建築課へご相談ください。
- ・申請に必要な書類は、市ホームページ又は建築課窓口で取得できます。
(館林市HP > くらし・手続き > 住まい・建築 > 空き家除却助成金)



館林市ホームページ
「空き家除却助成金」

② 交付申請

下の枠内の書類を揃えて、建築課へ提出してください。

【交付申請に必要な書類 (全ての申請)】

- ① 館林市空き家除却助成金交付申請書 (別記様式第1号)
- ② 添付書類
 - 1 空き家の位置図及び現況写真
 - 2 交付対象工事に要する費用に係る見積書又は明細書の写し
 - 3 空き家の登記事項証明書
※未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し等
 - 4 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明できる書類
 - 5 居住その他の使用が過去1年以上されていないことを証明する書類
 - 6 暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第2号)

【交付申請に必要な書類 (該当する場合のみ)】

- (共有持分である場合)
共有者の当該空き家の除却に係る同意書 (別記様式第3号) 及び印鑑登録証明書
- (遺産分割前の遺産共有である場合)
共同相続人の当該空き家の除却に係る同意書 (別記様式第3号)、印鑑登録証明書及び戸籍謄本
- (併用住宅の場合)
居住の用に供する部分とそれ以外の部分の面積がわかる図面
- (長屋の場合)
申請者以外の住戸の区分所有者の当該長屋の除却に係る同意書 (別記様式第3号) 及び印鑑登録証明書
- (空き家の所有者等から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者となる場合)
空き家の所有者等の当該空き家の除却に係る同意書 (別記様式第3号) 及び印鑑登録証明書
- (空き家の所有者等の相続人から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者となる場合)
空き家の所有者等の相続人の当該空き家の除却に係る同意書 (別記様式第3号)、印鑑登録証明書及び戸籍謄本
- その他市長が必要と認める書類 (例: 戸籍謄本が必要な申請は家系図など)

③ 申請書類確認

市にて申請書類の確認を行います。

④ 助成金交付決定

助成金の交付決定通知書を発行します。

⑤ 工事契約

※交付決定通知受領後、解体工事業者と契約をして着工してください。
※交付決定日前に契約・着工すると助成金を受けられなくなりますので
ご注意ください。

⑥ 交付対象
工事完了報告

交付対象工事の完了日から起算して1ヶ月以内または交付決定年度の1月末日のいずれか早い日までに下の枠内の書類を揃えて、建築課へ提出してください。

【工事完了報告に必要な書類】

① 館林市空き家除却助成金工事完了報告書（別記様式第12号）

② 添付書類

- 1 交付対象工事の請負契約書の写し
- 2 交付対象工事に要する費用に係る領収書等の写し
- 3 交付対象工事の着手前と完了後の写真
- 4 産業廃棄物管理票（E票）の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項）
- 5 建築物除却届の写し（建築基準法第15条第1項）
- 6 建設リサイクル法に基づく届出の写し（同法第9条第1項に該当する工事の場合）
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

⑦ 助成金額の確定

工事完了報告書の審査後、助成金の額確定通知書を交付します。

⑧ 助成金の請求

上記確定通知を受け取りましたら、館林市空き家除却助成金請求書（別記様式第14号）を提出してください。

⑨ 助成金の入金

請求書に記載の指定口座に助成金を入金します。

注意事項

- ・偽りその他不正の手段等により交付決定を受けた時は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・市では施工業者の斡旋は行っていません。
- ・その他手続き等に関してご不明な点は下記までお問い合わせください。

【ご案内】

スマホで簡単！ 解体費用の相場がわかる『館林市版解体費用シミュレーター』

空き家の解体工事の概算相場がわかります。解体工事費の試算にご活用ください。

※本市は、空き家などの除却を促進するため、株式会社クラッソーネと「空き家除却促進に係る連携協定」を締結しています。



館林市版
解体費用シミュレーター

☎ 問合せ

館林市役所 建築課 住宅施設係

0276-47-5156（直通）